

## シナネン HOME でんきゼロ・

### くらしふらっと・ビジネスふらっと 料金表

#### 目 次

1	適用対象となるお客さま .....	2
2	料金表の変更 .....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額 .....	2
4	電気料金 .....	2
5	日割計算の算定式 .....	4
6	環境配慮料金 .....	4
7	解約事務手数料 .....	4
8	その他 .....	4
附	則 .....	5

# シナネン HOME でんきゼロ・

## くらしふらっと・ビジネスふらっと料金表

### 1 適用対象となるお客さま

- (1) このシナネン HOME でんきゼロ・くらしふらっと・ビジネスふらっと料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネン HOME でんきゼロ」、「くらしふらっと」または「ビジネスふらっと」が適用されるお客さまに適用いたします。

### 2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

### 3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

### 4 電気料金

- (1) 基本料金は次のとおりとします。

エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	0 円 00 銭
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		
四国エリア		
九州エリア		

- (2) 電力量料金は次のとおりとします。

エリア	電力量料金		
	最初の 200 キロワット 時までの 1 キロワット	200 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの	400 キロワット時をこえ る 1 キロワット時につ

	時につき	1キロワット時につき	き
北海道エリア	49 円 86 銭	48 円 06 銭	46 円 36 銭
東北エリア	50 円 75 銭	48 円 95 銭	47 円 25 銭
東京エリア	41 円 26 銭	39 円 46 銭	37 円 76 銭
中部エリア	37 円 00 銭	35 円 20 銭	33 円 50 銭
北陸エリア	41 円 39 銭	39 円 59 銭	37 円 89 銭
関西エリア	29 円 33 銭	27 円 53 銭	25 円 83 銭
中国エリア	44 円 32 銭	42 円 52 銭	40 円 82 銭
四国エリア	44 円 04 銭	42 円 24 銭	40 円 54 銭
九州エリア	30 円 45 銭	28 円 65 銭	26 円 95 銭

- (3) 最低月額料金は次のとおりとします。なお、基本料金と電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合には、その1月の電気料金は最低月額料金に調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。

エリア	最低月額料金	
北海道エリア	1 契約あたり月額	747 円 90 銭
東北エリア		761 円 25 銭
東京エリア		618 円 90 銭
中部エリア		555 円 00 銭
北陸エリア		620 円 85 銭
関西エリア		439 円 95 銭
中国エリア		664 円 80 銭
四国エリア		660 円 60 銭
九州エリア		456 円 75 銭

- (4) 調達調整単価は次のとおりとします。

エリア	調達調整単価	
北海道エリア	1 キロワット時につき	5 円 00 銭
東北エリア		3 円 29 銭
東京エリア		6 円 00 銭
中部エリア		3 円 97 銭
北陸エリア		4 円 02 銭
関西エリア		5 円 00 銭
中国エリア		0 円 00 銭
四国エリア		0 円 00 銭
九州エリア		0 円 00 銭

## 5 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

### ① 基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

### ② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階適用電力量} = 200 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階適用電力量} = 400 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

## 6 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率 100%メニュー	1 キロワット時につき	0 円 77 銭
------------------	-------------	----------

## 7 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

## 8 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 料金表の実施期日

この料金表は、令和5年4月1日から実施いたします。